

# 都市において「記憶の場」はいかにして存続するのか

——旧東京拘置所跡地開発を事例に——

萩堂 志野

これまで構成員が流動的で記憶や歴史の共有がしづらいという理由から、都市における「記憶の場」(Nora 1984=2002)というテーマはあまり扱われてこなかった。本稿は、当時の公文書や豊島区内部資料を用い、旧東京拘置所跡地開発の経緯を明らかにすることを通じて、都市において「記憶の場」がいかにして存続するのかという問いに答えることを目指すものである。旧東京拘置所は「巣鴨プリズン」として戦犯の処刑を行なった歴史から、区民や都から移転が望まれる存在だったが、開発計画が進むなかで、拘置所内の刑場跡地を保存しようという動きが起こる。戦犯の顕彰につながるという理由により区民団体から保存を反対された刑場跡地は、「平和」というレトリックを用いることで、都市公園内に「平和の碑」という形で残されるようになる。池袋という都市において、「記憶の場」は意図的に歴史性を曖昧にされることで今日まで存続が可能になっているのである。

## 1 問題設定と研究対象

### 1-1 都市における「記憶の場」

池袋駅東口のほど近くに位置するサンシャインシティは、ショップやレストラン、ホテルに加え水族館やプラネタリウムなどの文化施設も備えた豊島区随一の複合型商業施設である。この施設が広大な旧東京拘置所の跡地を開発して建設されたことは周知の事実だが、隣接する東池袋中央公園も、もともとは同じ土地として開発対象にあったことはあまり知られていない。周囲を樹木に囲まれた東池袋中央公園の片隅には、「永久平和のために」と記された石碑が設置され、絶えず献花が行われている(図1参照)。サンシャインシティグランドオープンと同年の1980年に披露され、現在都市公園法に基づき豊島区によって管理されているこの碑は、高さ1.6m、幅2.5m、厚さ60cm、重さ6tの黒御影石からできており(豊島区史編纂委員会1992:551)、表面には「永久平和を願って」という碑文が刻まれている。この「平和の碑」は、旧東京拘置所が占領時にGHQに接収され巣鴨プリズンとして機能していた際の処刑場跡地に設置されている。ピエール・ノラは「人間の意志もしくは時間の作用によって、なんらかの社会的共同体のメモリアルな遺産を象徴する要素となったもの」(Nora 1984=2002:18-19)を「記憶の場」と定義づけているが、東池袋中央公園を訪れ碑に相対する人にとって、この「平和の碑」は「記憶の場」として機能していると捉えることができるだろう。このとき、個人によって想起される記憶は社会的に条件づけられているというモーリス・アルヴァックスの指摘は(Halbwachs 1925=2018)、「平和の碑」においても同様だと言える。碑によって想起される巣鴨プリズン、東京裁判、戦犯といった歴史は個人によって異なる意味を持つ。戦犯遺族らにとって巣鴨プリズンという歴史は、近親者を奪われたいわば「被害」の記憶を呼び起こすものだろう。一方で、A級戦犯の慰霊を目的とした碑を「加害」の記憶を呼び起こすものとして捉えることもできる。

このような戦犯に関わる「記憶の場」として最も知られているのは、同じく都内に位置す



(出所) 2022年12月24日、筆者により撮影

図1 献花が行われる「平和の碑」<sup>1</sup>

る靖国神社だろう。閣僚の参拝が「靖国問題」として国際的にも批判を呼んでいるが、戦犯、とくに東條英機をはじめとするA級戦犯の合祀が争点となるという状況(早瀬2018)は、「平和の碑」と共通しているだろう。

しかしこの二つの「記憶の場」は、成立過程が大きく異なっている。靖国神社が1869年「招魂社」として始まり、「祖国を守るという公務に起因して亡くなられた方々の神霊」(靖国神社2024:第9段落)を祀るという目的の一環としてA級戦犯を合祀、それにより太平洋戦争に関わる「記憶の場」となっていたのに対し、「平和の碑」は戦犯らの処刑が行われた場所であるというその土地固有の歴史により、「記憶の場」として捉えられているのである。靖国神社が今もなお議論を呼ぶ対象として批判され続けている状況をふまえると、「平和の碑」が池袋という、とくに戦後の変化著しい都市で開発を免れている状況には疑問が残る。靖国神社のように、もともと存在していた建築物やモニュメントが歴史を想起させる場として構築されるのではなく、刑場跡地に建立された「平和の碑」のように、その土地自体が巣鴨プリズンという歴史を想起させる「記憶の場」として存続するという状況は、いかにして生じたのか。本稿は、この問いに答えるため、「平和の碑」という巣鴨プリズンにまつわる「記憶の場」が都市において生成され、現在まで存続するに至る過程を明らかにする。

## 1-2 戦後の脱却による池袋の発展

池袋は都内でも有数の繁華街である。駅の利用者数は都内でも屈指の多さであり、人口密度は都内でも最も高い。近年はBLを好む女性ファン向けの店が並ぶ「乙女ロード」や、コスプレイヤーやカメラマンをターゲットとしたハロウィンイベント「池ハロ」など、秋葉原に次ぐサブカルチャーの発信地としての性格も強めつつある。一方で、駅西口には「チャイナタウン」と呼ばれる中国人向けの飲食店や小売店が広がっており、本場と遜色ない中国料理が楽しめるスポットとして人気を集めている。このような「多様性や雑多性、他者(よそ者、外部者)を受け入れる寛容さ」(後藤2016:24)が池袋を盛り上げる一方、豊島区は2015年から「国際アートカルチャー都市としま」を掲げ、「まち全体が舞台の誰もが主役になれる都

市」という統一されたビジョンのもと、大規模な公共施設の建設や整備、多くのアートイベント開催を行っている<sup>2</sup>。これらの施策は内閣府による「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」の選出（2020）、「共働き子育てしやすい街ランキング」1位（日経 BP 社 2022）につながり、現在も同構想のもと様々な開発が進んでいる。

「国際アート・カルチャー都市」構想は、2014年に民間有識者により構成された日本創生会議により、豊島区が「消滅可能性都市」に指定されたことに端を発している<sup>3</sup>。豊島区長を6期24年にわたって務め、同構想の旗振り役であった高野之夫前豊島区長は、「消滅可能性都市」の指定を受け「国際アート・カルチャー都市としま」を目指した経緯について、次のように語っている。

このまちには未来への希望があると感じてもらえるような、目に見える変化も同時に必要です。以前から、池袋駅前にはずっと「暗い、怖い、汚い」というイメージがつきまとっていて、池袋が大好きな私は歯がゆさでいっぱいでした（中略）私自身、生家が池袋駅西口にあった古書店で、家は母校の立教大生のたまり場でしたので、このまちが持つ温かさや、文化の度合いは肌感覚で知っていました。それなのに、駅前のイメージは、戦後の闇市をひきずった「暗い、怖い、汚い」の3K。繁華街としての人気も、渋谷や新宿に及ばない。それを何とか覆して、豊島区を品格のある文化都市として打ち出せないか。若いころから、それはずっと考えていました。（高野 2021: 52）

高野が述べる「戦後の闇市を引きずった」池袋という印象は、同じく副都心である新宿や渋谷において終戦直後発展し撤去された闇市が、豊島区においては戦後しばらく経ってもなお残っていたという事情によるものであろう。池袋駅の闇市は東口・西口両方に広がる大規模なもので、駅東口の闇市は、戦後発達した闇市のうち最も早い1946年3月に出来上がったものであった。駅前の区画整理により1952年に移転を余儀なくされるまでは、今日の東池袋一丁目の地に20,000㎡近くを占めていたという（松平 1985: 138）。西口の闇市についてはさらに後年の1962年まで残されており（豊島区議会史編纂委員会 1987: 46）、戦後の豊島区は人口増加に伴い駅周辺が急速に整備・開発される一方で、闇市や東京拘置所といった場所はそのままだと残されるという景観を生じさせていた。1954年の新聞には、整備が進み百貨店や道路が整然と並ぶ東口と、小さなバラックが所狭しとひしめく西口の姿が「二つの池袋」として紹介されている（『毎日新聞』1954.9.1朝刊）。

このような状況下で、区が一番の繁華街である池袋を「戦後」から脱却させ、発展させようという豊島区の腐心は、1950年代から実施された数々の再開発から見て取ることができる<sup>4</sup>。なかでも、最も規模が大きく「戦後」の記憶を色濃く残していたのが「巣鴨プリズン」として戦犯の収容・処刑を行っていた旧東京拘置所の跡地開発であった。後述するように、拘置所内でも絞首台が設置されていた刑場跡地は、「聖域」として早くから戦犯遺族や右翼団体が集う「記憶の場」として機能していたからである。

だが、拘置所跡地の開発計画が大型複合商業施設と1-1で見たような石碑を含む公園という形に着地するまでには、官民入り乱れた様々なアクターによる構想が提案されていた。区

民の福祉を拡充するための文化施設や、平和公園にするという案も出ていたなか<sup>5</sup>、なぜ開発計画において巢鴨ブリズンという「記憶の場」は現在のような公園内の石碑の設置という形になったのか。換言すれば、都市において戦争を想起させる「記憶の場」はいかに生成し、今日まで存続してきたのか。本稿ではこの問いに答えるため、1-4 で述べる資料をもとに旧東京拘置所跡地開発計画の詳細を追いながら、「平和の碑」が設置されるに至るまでの経緯を明らかにする。

本稿の構成は以下の通りである。まず本節において、太平洋戦争を対象とする「記憶」や「記憶の場」の先行研究について整理した上で、都市社会学の分野で「記憶の場」というテーマがあまり扱われてこなかったことにふれる。つづいて、旧東京拘置所跡地開発の前史として、拘置所移転運動が始まり跡地開発が目指されたなか、拘置所内のうち刑場跡地のみを開発対象から除外しようという運動が同時に進行しており、閣議決定までに至ったことがのちの開発計画に大きな影響を及ぼしたことを指摘する（2 節）。開発計画は資金難から民間企業が主導することになるが、閣議決定と右翼団体への配慮から、刑場跡地は都市公園の一部として開発の対象外とされる（3-1）。この取り決めにより、区民からの希望が強かった緑化公園には刑場跡地が含まれることになるが、これを受けて刑場跡地に平和塔を建立しようという区民団体の運動が生じる。このとき、戦犯の慰霊という目的に対し批判が生じることを避けるため、「平和」というレトリックが用いられた（3-2）。サンシャインシティオープン後、公園は豊島区の管理下に置かれることになるが、閣議決定に含まれた「刑場跡地を戦争裁判の遺跡とする」という文言を反映し作られた法務・大蔵・国交省の3省による公園造成案が反発を呼んだため、公園の構成や碑の文言は大きく変更が加えられる。ここでは、歴史性を極力曖昧にすることによって「記憶の場」を存続させようという、閣議決定の遵守を試みた当時の豊島区長による戦略が働いたことが確認できる（4-1）。完成した「平和の碑」という「記憶の場」が想起する主体によって異なる記憶を呼び起こすことを指摘し（4-2）、最後に、本研究の知見をまとめた上で、都市における「記憶の場」に注目する意義について検討する。

### 1-3 先行研究

記憶や「記憶の場」という研究テーマには多くの蓄積があるが、本稿では、分析対象である池袋が戦後発展したこと、「平和の碑」が東京裁判に関わるものであることから、とくに太平洋戦争に関する先行研究について検討したい。

広島原爆ドームや平和記念資料館、沖縄の平和祈念公園についてはその設立の経緯を含め、詳細な研究がなされている（福間 2015）。原爆投下、地上戦といった大きな被害を受けた地域では、とくに象徴的な場所（広島であれば原爆ドーム、沖縄であれば摩文仁の丘など）が「記憶の場」として機能しているが、「特攻の聖地」鹿児島県知覧のように、戦後からかなり時代を下ってから戦跡とされたものもある（福間・山口 2015）。転じて大都市における「記憶の場」に目を向けると、東京における「記憶の場」の議論は、靖国神社に集中している（赤澤 2005, 早瀬 2018 など）。一方、10 万人以上の死傷者を出した東京大空襲にまつわる「記憶の場」は、木村（2022）が指摘するように、調査研究はあまり行われてこなかった。空襲に関する記念碑は比較的小規模かつ新しく設立されたものが多い<sup>6</sup> ことに加えて、これらの建造

物がすべて東京東部に集中していることにも注目したい。むろん、空襲で大きな被害を受けた地域ではあるが、戦後新宿区・渋谷区・豊島区に大きな闇市が発達した理由が、空襲により多くの建物が焼失したことからもうかがえるように、現在の副都心も空襲により甚大な被害を受けていた。しかしながら、これらの地区においては空襲にまつわるモニュメントはごく小さな碑などに留まる。都市における「記憶の場」の議論が靖国神社に集中するのは、このような背景も影響しているだろう。

日本の社会学における「記憶」研究は1990年代以降に急増しているなか、都市社会学において「記憶の場」というテーマはこれまであまり扱われてこなかった。若林幹夫(2009)は、日本の都市研究において「都市の記憶」が多くの研究者にとって共有課題とならなかったことを指摘した上で、①大都市では住民間のコミュニケーションやコンセンサスの共有の度合いが低く、日常的コミュニケーションの基盤となる記憶の共有に意識が向きづらい、②空間構造や生活構造などの都市社会学の基本的な問題設定に、記憶のような社会意識や表象の分析がなじみづらい、③日常的な社会生活の構造を明らかにしようという側面が、記憶論の主流なテーマである戦争や環境紛争といった問題になじまないという3点を理由に挙げている。若林の指摘は郊外やニュータウンについて行われているが、関東近郊にアクセスしやすく、外国籍の人も多い池袋もまた、その土地に記憶を持たない人々によって構成されているという点で同様だと考えることができるだろう。

池袋はこれまで、多くの外国人が住まい・働く場所として注目されてきた。アジア系外国人を受け入れる、新宿や新大久保と並ぶエスニックコミュニティを擁するダウンタウン・コミュニティの機能を有した大都市インナーシティー(奥田2004)であり、終戦後に広がった闇市と土地所有の関係からターミナル駅を中心に発達した商業地域としての姿を見ることが出来る(石樽2016)。若林(2009)の指摘をふまえ、本論で扱う池袋というフィールドを見てみると、「記憶の場」というテーマはとくに住民間のコミュニケーションやコンセンサスの共有の度合いの低さ、という点から扱いが難しい印象を受ける。豊島区は都内で最も人口密度が高く、外国籍の住民比率も高い区である。駅の乗降者数の多さは、豊島区外からの人の流入出が多いことを意味してもいる。池袋は、多くの人を擁しながらもその土地の記憶を共有し難い場所と捉えることができるだろう。このような状況下で、いかにして「平和の碑」が「記憶の場」として存続し続けているのかを明らかにすることで、都市における「記憶の場」という領域に一つの事例を加えることができるだろう。

#### 1-4 分析の対象と方法

本稿で分析対象として扱うのは、1958～1978年にかけて実施された、旧東京拘置所跡地開発計画である。1958年の首都圏整備計画において池袋駅周辺地域が副都心に指定されたことにより、豊島区は発展に向けて数々の開発事業や区画整理を行うようになる。なかでも旧東京拘置所跡地開発は、規模の大きさや民間企業による主導という点で最も注力されたものであった。前述したように、「平和の碑」が設置されている東池袋中央公園は、もともと拘置所跡地の敷地の一部である。この開発計画の詳細を詳らかにすることで、「平和の碑」がどのようにして作られたのかを知ることができるだろう。

研究方法としては、『豊島区史』や『豊島区議会史』といった豊島区発行資料、公文書や当時の文献を用いて再開発の概要を明らかにする。とくに、一次資料として豊島区郷土資料館所蔵の木村秀忠氏関係文書（以下、木村文書）に多くを依拠している<sup>7</sup>。文書の分類・保管を行った豊島区史研究会によると（1994）、木村文書は豊島区助役（1947～1955）、区長（1955～1971）を務めた木村秀忠が在職時代に収集・保管していた1万点を超える文書・資料・メモ群であり、前掲の議会史や区史の編纂に活用された資料群である。資料は豊島区発行のものに限らず、拘置所跡地の再開発を主導した新都市開発センター（現株式会社サンシャインシティ）発行の資料や、「平和の碑」論争を主導した戦犯碑反対連絡会の機関紙など多岐にわたっている。木村文書は木村氏により資料館に寄贈されたのち、「選挙」「自治問題」といった全26項目に分類されており、本稿では主に「再開発」の項から資料を参照している。拘置所跡地開発は豊島区、豊島区民、民間団体、民間企業など多くのアクターが関わったことにより、多くの折衝が生じた。豊島区の区史や議会史は非常に内容が充実しているが、木村文書に残されたメモ書きや複写など、内部資料も本論の分析資料として活用することによって、豊島区が他アクターにどのように働きかけることで合意形成を図ろうとしたのかを明らかにすることができるだろう。

## 2 開発と保存の拮抗状態

### 2-1 発展の阻害となる東京拘置所

かつて池袋駅東口のほど近くにあった東京拘置所の歴史は明治期までさかのぼる。木村文書所蔵の『東京拘置所跡地再開発の記録（上）』（1979）によると、拘置所の始まりは1895年、石川島監獄の移転施設に際し、巣鴨村が雇用創出と誘致金を目的に誘致を行ったことにさかのぼる。農地約55,000坪が充てられた広大な巣鴨監獄は、1922年には巣鴨刑務所となり受刑者の収監を行っていた。明治中期に日本鉄道池袋-田端間の開通、大塚・巣鴨・池袋駅の開業が進み、大正期に入ると東上鉄道（現東武東上線）、武蔵野鉄道（現西武池袋線）が開通したことにより、都内では郊外的な位置付けであった池袋は、住宅地開発や学校誘致を図る電鉄の重要拠点となる（鈴木2019: 34-35）。現在のようなターミナル駅としての性格は、この時期にすでに確立していたと見ることができるだろう。こういった事情から、1921年には電車の開通に伴う人口の増加を理由に、巣鴨町議会において巣鴨監獄の移転が議題に上るようになるが、この時期には移転は実現せず、拘置所移転は1932年に巣鴨町が豊島区となった後も引き継がれることになる（豊島区企画部都市計画課1979）。

巣鴨監獄は1922年に巣鴨刑務所に改称、震災での大破を受け跡地に市谷刑務所が移転する形で1937年に「東京拘置所」と名前を変え（矯正協会2021）、未決囚の収容および囚人の処刑とその役割を変化させる。ゾルゲ事件の首謀者とされるリヒャルト・ゾルゲや尾崎秀実の処刑が行われたことからもうかがえるように、太平洋戦争時には多くの共産党系の思想犯や反戦運動家が拘置されていた。太平洋戦争が終結し、占領期に入ると、東京拘置所は在米軍に接収され「スガモブリズン」と呼ばれるようになる。戦犯の処刑が行われた刑場は、監房棟に隣接した運動場の奥、外塀を挟んだ隣に軍用の映画館「スガモシアター」がある場所に

設置された（茶園 1994）。

戦争裁判や死刑執行が行われた期間は、接収開始の 1945 年 9 月から朝鮮戦争が始まるまでの約 5 年間である。その後は徐々に業務を日本人が務め、1952 年の日本独立によってスガモプリズンの管理はすべて日本政府が行うことになる。1958 年には全員出所によりスガモプリズンは消滅した（茶園 1992: 11-35）。

前述したように、占領期間中においては、スガモプリズンの東京拘置所としての役割は小菅刑務所が担っていた。接収が終了すると、小菅刑務所に一時的に移転させていた東京拘置所の役割を巣鴨刑務所元に戻そうという動きが生じる（豊島区議会史編纂委員会 1985:39）。大正期から拘置所移設を要求していた地元住豊島区民らによる移設運動は、このとき最大の盛り上がりを見せる。当時の豊島区議会議長は、豊島区が池袋駅を中心に急激な発展を遂げており、人口増加による住宅難や敷地難が生じていることを理由に、1956 年、区の発展の障害となる拘置所の移転を衆参両議院議長と法務大臣宛に請願している（豊島区企画部都市計画課 1979: 8-9）。請願書には豊島区民 11 万人超の署名も添えられており、拘置所問題がいかに区民にとって大きなものだったのかがうかがえる。

豊島区民の強い要望に加えて、日本政府にとっても東京拘置所の移転は望ましいものであった。1956 年、国土交通省の管轄下で施行された首都圏整備法に伴い、池袋は新宿・渋谷と共に、人口増加や経済発展に対応するための「副都心」に指定される。首都開発計画の一環として整備の対象となった池袋にとって、繁華街近くに大きな面積を占める東京拘置所が開発計画の支障であるという認識は、区と政府の両者において共通したものだ。区の請願を受け 1958 年、首都圏整備法に基づき豊島区開発のために東京拘置所の移設が閣議決定される（内閣官房内閣参事官室 1964a: 213）。移転のための調査準備をすぐに行い、1959 年までに計画を実施、1962 年までに移転を完了させるという計画であった（豊島区史編纂委員会 1987: 451）。

こうして、戦前からの悲願であった拘置所移転は決定され、豊島区民に大きな喜びをもって迎えられた。まとめると、巣鴨刑務所はもともと人口が少なく田園地帯であった巣鴨町の発展を目指し誘致されたものであった。しかし、電車の開通や人口の増加、それに伴う商業施設の出現といった都市化に伴い、区の成長を阻害するものとして捉えられるようになっていく。戦後は敗戦や占領時を想起させる負のイメージが付与され、区民からも強く移転を望まれるような施設へと捉え方が変化したのである。

## 2-2 「刑場跡地」保存の試み

東京拘置所の移転について、区や政府が統一した見解を示しており、開発によりさらに池袋を発展させようという機運が高まりつつあったのはこれまで見てきた通りである。しかし、戦犯遺族にとって刑場跡地は故人を偲ぶ場所であり、右翼団体にとっても戦犯を弔うための重要な場所であったため、「記憶の場」が開発の対象になることは避けるべき事態であった。広大な拘置所跡地のうち、刑場跡地だけを保存するという決定の発端は、戦後の拘置所移設運動の盛り上がりより前にさかのぼる。サンフランシスコ平和条約が発効された 1952 年 12 月、占領軍による接収が終了した東京拘置所内に、絞首刑台があった刑場跡地に土を盛り上

げた墓標のような五つの塚が造成され、両側には榊が植樹された。跡地は毎日清掃が行われ、「聖域用」と書かれた塵取りによって清掃されるという徹底ぶりであった（裁判所 1980: 2）。このような「聖地」が都市開発の対象となるのを避けるべく、日本遺族会をはじめとする民間団体が先んじて動く。1964年6月22日、日本遺族会ほか7団体が拘置所構内にある刑場跡地を戦争裁判の遺跡として保存したいと、法務省など関係各大臣に対し陳情を行う（裁判所 1980: 2）。この陳情を受け、同年7月3日には「東京拘置所移転の際に戦犯刑場跡を戦争裁判の遺跡として保存する措置を講じること」という閣議決定が下される（内閣官房内閣参事官室 1964b: 14）。陳情からわずか2週間という早さで閣議決定がなされたのは、当時法務大臣を務めていた賀屋興宣が日本遺族会の会長であったことが強く影響していると考えられる。賀屋自身もA級戦犯として巣鴨プリズンでの服役を経験しており、刑場跡地を日本遺族会の趣旨によって保存し、拘置所の移転に伴う敷地の処分においても刑場跡地については別途考慮を加えるべきという法務省の閣議決定からは、保守団体への配慮がうかがえるだろう。

以上のように、旧東京拘置所跡地開発計画にはその初期から、跡地を副都心池袋にふさわしい姿に発展させつつ、刑場跡地は保存しなければならないという制約が設けられたのである。

### 3 錯綜する跡地利用構想案

#### 3-1 新都市開発センター登場による開発案の変化

拘置所移転は決定されたものの、移転先が見つからない上に資金難が重なり、拘置所移転計画は5年もの遅れを出していた。豊島区議会は1959年から1961年にかけて、都知事、内閣総理大臣、大蔵省、法務省と関係各所に複数回にわたり移転促進の陳情を行なっている（豊島区企画部都市計画課 1979: 5-6）。

一方、区の動きとは別に、池袋駅東口に本店を構える西武百貨店の代表・堤清二が政財界のキーパーソンに働きかけ、ソニー代表の井深大を发起人として、1963年株式会社日本児童センターが設立される（サンシャインシティ企画調査室 2004: 76）。拘置所跡地利用の受け皿会社として発足した同社は、次年には「株式会社新都市開発センター」と名称を変更し、以後開発計画進行を担うこととなる（新都市開発センター 1965: 3）。資本金16億円、国内大企業26社による株主構成のもと、移設計画はようやくスタートを切ったのである<sup>8</sup>（サンシャインシティ企画調査室 2004: 76）。

拘置所移設および跡地開発という大事業にあたり、株式会社という形をとったことについて、センターは①都市計画事業を行うことを条件に拘置所跡地を払い下げ、国庫債務負担行為による土地建物を含めた建築交換方式を採用したため、②民間資金を大量に動員できるよう、財界に呼びかけ資金を募集するためという理由を挙げている（新都市開発センター 1965: 1-2）。開発主体が民間企業となったことにより、資金問題はようやく解決を見るが、これにより跡地再開案は大きく性格を変える。

最初期の開発案として掲げられたのは、首都高速道路とのインターチェンジやバスターミナルの建設、大規模駐車場、公園緑地といった、副都心機能への期待に応えるインフラ施設であった（新都市開発センター 1965: 3）。これらの施設に加えて、センター構想案には中・

高層ビル建築も盛り込まれていた。この高層ビルには、「児童の健全な成長のために各種の教育的諸施設を設け」「都民に住宅を提供し」「文化的事業を通じてわが国文化の向上に寄与し」といった豊島区や区民による要望への目配りと同時に、「日本経済の発展のためにその場を提供し」「集まる人々に買物と娯楽の利便をも提供する」といった民間企業としての目的も併記されている（新都市開発センター 1965: 3）。このようなセンターの構想案には、大型複合商業施設というサンシャインシティの姿をすでに見出すことができるだろう。

新都市開発センターが跡地開発を担ったことにより生じたもう一つの変化は、拘置所跡地の開発と刑場跡地の保存の担い手が完全に別れたことである。センターが跡地開発のために法務省と債務負担行為の契約を結ぶにあたり、「聖地」である刑場跡地の扱いが問題となる。刑場跡地は 1964 年の閣議決定において保存されることが決まっており、開発ができない場所として指定されているからである。刑場跡地をいかに開発するかという問題は、1970 年に元皇族の島津貴子が西武百貨店に入社したことが右翼団体から大きな反発を受けた背景もあり、非常に慎重な対応を求められる問題であった。堤は後年のインタビューにおいて、戦後右翼団体の重鎮として知られた児玉誉士夫の要請で、共に拘置所跡地を訪れ、刑場跡地で線香と花を手向けたことを述懐している（児玉 2016: 160-163）。

この問題に対し、法務省と新都市開発センターは、1966 年 1 月、都市計画決定事項として施設計画を一部変更し、同年 10 月に刑場跡地にあたる 200 坪の敷地を「公園」とし、都市公園法の適用内にするこゝで対応を図る（豊島区企画部都市計画課 1979: 68, 巻末年表）。公園という形をとったのには、豊島区民からとくに要望が多かった緑化公園を実現しようという意図もあったと考えられる。新都市開発センターによる「池袋副都心西巢鴨一丁目付近再開発計画」が決定し、計画案の詳細が豊島区に公開されると、この計画案において、区民の要望が多かった公園用敷地が全体の 3.3% しか確保されていないことが明らかになり、豊島区や区民から不満の声が上がる。これを受けて、豊島区議会は跡地の 25% 以上を公園とし、文化的公共施設を設けるようセンターに強く訴えていた（豊島区議会史編纂委員会 1985: 111）。刑場跡地を公園に含むことにより、跡地は新都市開発センターが担う都市計画事業の対象外となり、センターの開発対象は刑場跡地を除く拘置所跡地だけに集中することとなった。

### 3-2 「巢鴨プリズン」の歴史をめぐる相克

移転が決定したのち、広大な拘置所跡地をどのように開発するかという問題については区民の間でも議論が交わされていた。本節では、拘置所跡地内の「聖地」である刑場跡地をいかに開発に反映させるかという「記憶の場」に関わる議論について検討したい。

跡地利用の構想について、豊島区民で構成された最大の民間団体は、元豊島区議鶴見秀男<sup>9</sup>を代表とし 1968 年に結成された「池袋開発推進会」であった（豊島区議会史編纂委員会 1987: 659）。同団体は元区議が代表を務め、商店会長らが構成員にいたことから『豊島区史』『豊島区議会史』の両書においても重要な運動として触れられているが<sup>10</sup>、「記憶の場」をいかに存続させるかという本稿の問いに関わるため、より詳細に検討を進めたい。同会による「平和塔建立」の請願は、前述した 1964 年 3 月に加えて 1969 年 2 月と 6 月の計 3 回行われており、微妙に文言が異なるからである。

鶴見らは1964年の時点で、豊島区の町会長・商店会長を含む地元有志ら約30名と、「平和塔」建立に向けた池袋開発推進会の前身にあたる「発起人会」を結成している（豊島区議会史編纂委員会1987: 603-604）。1964年3月2日付で豊島区議会に提出された「東京拘置所跡に平和を象徴する平和塔（仮称）建立に関する請願」という旨の陳情書には、以下のような趣意書が添えられた。

巢鴨拘置所は周知の如く世界第二次戦争による数百人の所謂戦争犯罪者が長期に亘り収容されその罪に服した歴史的建造物であります。（中略）御承知の様に戦争責任者として数名の受刑者の生命と血がしみ込んで居るあの拘置所の一角、或はその近くに記念碑を建て慰霊を弔うと共に将来あのような悲惨な戦争は絶対に繰り返さない誓と厳しい反省をこめた記念塔を建設し、日本のみならず全世界の人々に平和の象徴としてこれを捧げたく思う次第であります。（中略）私達と意を同じうする者は地方よりも参観に来るであろうしオリンピックに来日する諸外国人も見学に来る事でしょう。「ノーモア広島」の記念碑と共に「ノーモア戦争」の標語を以つて二大名所となる事でしょう。（豊島区史編纂委員会1990: 57-59<sup>11</sup>。なお以降とくに断りのない限り下線は筆者によるものとする。）

東京拘置所を代表する歴史は、戦犯の収容・処刑を行なったという事実であり、とくに刑場跡地（＝受刑者の生命と血がしみ込んで居るあの拘置所の一角）が重要視されていることがうかがえる。世界中の人が集まるオリンピックを迎えるにあたり、巢鴨プリズンを平和発信の地に、という主張はモニュメント建設によって戦犯の処刑地を平和の象徴へと転換させることを意味しているだろう。ここで広島を例に引いている点は興味深い。1955年の開館以来、広島平和記念資料館は原爆による凄惨な被害を伝えることで「二度とこのような悲劇を繰り返してはならない」という平和希求のメッセージを発信していたが、鶴見らの構想においては、戦犯の処刑と原爆による被害は等しく「悲惨な戦争」が起こした悲劇として捉えられていると考えられる。

前述した通り、この発起人会は1968年に「池袋開発推進会」として、再び平和塔建立の請願を行う。同年2月27日に区議会に提出された「東京拘置所跡地に平和塔（仮称）建立に関する請願」には2,050名分の署名が添えられた上で、以下の内容が請願された。

今まで豊島区と云えば池袋・巢鴨を連想し、拘置所を思い出す有様でしたが、このイメージを変えるべく努力すべきであり、拘置所改廃の暁には、戦争犠牲者を挙げて「殉国の士」として慰霊し、又将来ノーモア・ウオーを高揚し、豊島区のシンボルとなる様な立派な平和塔（仮称）を建立して頂きたい。今や日本は屈指の先進国となりアジアの重要な存在となっており、日本国民として戦犯の汚名を解消すべきでありましょう。稍もすれば池袋は不健全な街と考えられがちでありましたが移転を機会に将来健全なる観光地として繁栄を願い茲に豊島区を象徴する意義深い立派な平和塔（仮称）を建立されるよう請願いたします。（豊島区議会史編纂委員会1987: 661）

1964年の請願と大きく異なるのは、平和塔建立の目的として「戦犯の汚名を解消」することが明らかにされている点であろう。戦争犠牲者の慰霊を通じ平和のメッセージを発信するという主張は踏襲されているが、前回は曖昧にされていた戦犯の慰霊が、1968年の請願でははっきりと示されている。また、戦犯の汚名が解消されないという状況が池袋全体のイメージ悪化にもつながるという主張もなされている。

しかし、この「戦犯の汚名を解消すべき」という言葉が議会で批判を浴びたことを受け（『豊島区議会史通史編』1987: 662-663）、池袋開発推進会は請願文を「拘置所跡地一部に大東亜戦に対する謙虚な反省の一助として戦禍にたおれた犠牲者を慰霊し、真の永久平和を銘記高揚する為、一億国民の願いをこめた史跡として価値ある平和塔を建立すべく区を挙げて努力して頂きたい」と変更し、6月22日の本会議に再度提出する（豊島区議会史編纂委員会1987: 662）。

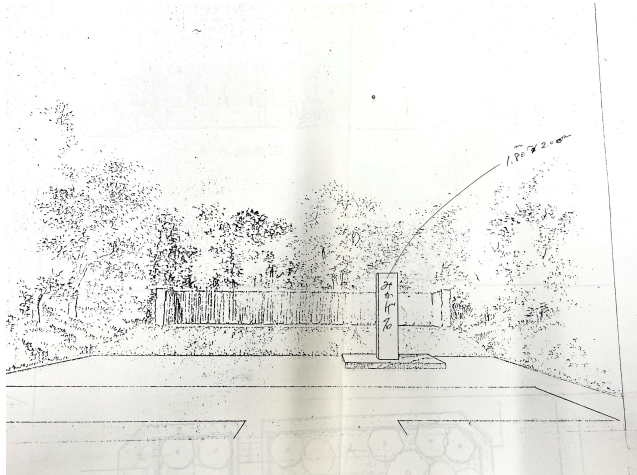
1964年の請願で強調されていた「刑場跡地」は、「拘置所跡地一部」とのみ言及されるに留まり、戦争に対する反省と犠牲者の慰霊が主旨に据えられている。この請願は共産党と社会党の反対を受けたものの賛成多数で可決され、豊島区は都市公園法に基づき、拘置所跡地に造成する公園のうち、刑場跡地周辺に慰霊を目的とした平和塔（もしくはそれに類するモニュメント）の建立を決定する（豊島区議会史編纂委員会1987: 663）。

このような池袋開発推進会による請願書の変更には、巣鴨プリズンという「記憶の場」を存続させるための戦略を見出すことができるだろう。1964年の陳情書は、刑場跡地を特別視し、戦犯の慰霊を示唆しながらも、あくまで戦争の反省を込めた平和の象徴として、記念塔を建立することを訴えている。1968年2月の請願は、戦犯を戦争犠牲者と捉え「戦犯の汚名を解消すべき」という目的を強く出したことにより、議会で非難を呼ぶ。これを受けて同年6月に出された請願では、刑場跡地は「拘置所跡地一部」、慰霊の対象は「戦禍にたおれた犠牲者」とのみ記されており、「真の永久平和」が目的として強調されている。刑場跡地に慰霊塔を建立するという鶴見らの目的は、保存する場所と慰霊の対象を曖昧にし、「平和」というレトリックを用いることでようやく達成を見たのである。

## 4 戦犯碑論争から見える「記憶の場」の両義性

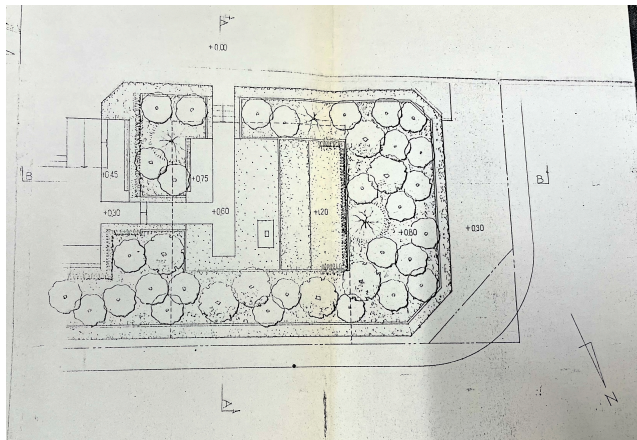
### 4-1 「記憶の場」公営化で生じた変化

オイルショックの影響により資金難に陥りつつも、新都市開発センター発足から12年を経た1978年10月、サンシャインシティはオープンを迎える。当時は東洋一の高さである高層ビルに、プラネタリウムや水族館などの施設も備えられており、オープン初日には30万人が訪れる人気スポットとなった（サンシャインシティ2023）。一方の刑場跡地を擁する公園予定地については、豊島区が1979年から公園造成工事にとりかかり、翌年3月の完成を予定していたが、刑場跡地をいかにして公園に取り入れるのかという点については、決められないままであった（豊島区議会史編纂委員会1987: 1059）。同年7月15日には初の「戦犯慰霊祭」が刑場跡地で行われたことが報じられており（『東京新聞』1979.7.16朝刊）、遺族や右翼団体にとって、刑場跡地が「記憶の場」として重要な場所であることが確認できる。



(出所)「法務、大蔵、建設三省の合意による設計図コピー」, 作成年不明, 木村文書所蔵.

**図2 三省による石碑設計図**



(出所)「法務、大蔵、建設三省の合意による設計図コピー」, 作成年不明, 木村文書所蔵.

**図3 三省による西巢鴨第二公園設計図**

この状況下で、刑場跡地を含めた公園建設案を提示したのは法務・大蔵・建設の三省であった(豊島区史編纂委員会 1992: 565)。10月16日に三省により提出された公園建設案は、多くの植樹に囲まれた公園の中央に御影石でできた石碑を置く案であった(図2, 図3参照)。両図を照らし合わせると、公園には二つの入り口があり、どちらの入り口から入っても碑がすぐ目に入るようになっていることがうかがえる。碑は1.8~2.0mの高さの縦長の長方形で、植樹と池を背景にするように設置されている。舗道を進むと石碑に誘導されるような配置から、公園全体が石碑を中心としてセッティングされていると見ることができるだろう。公園の外周は多くの樹に囲まれており、緑化公園という区民の要望を汲み取りつつ、駅近くに広がる繁華街の喧騒を遮ることができるようになっている。公園中央に建てられる碑の碑文は下記のようなものが考案された。

表：戦争裁判の遺跡

裏：第二次世界大戦後極東国際軍事裁判所が課した刑及び他の連合国戦争犯罪法廷が課した一部の刑がこの地で執行された。

(豊島区 1979<sup>12</sup>)

この三省案では、公園の構成、石碑の内容ともに、公園が戦争裁判の遺跡であることが明確にされていた。しかし、区民のみならず、区議会においても戦犯との関連を明確にする碑を建立することについては反対が多数であった。当時の区長であった日比寛道は、「戦争裁判の遺跡」とするのではなく「平和の碑」とすることで閣議決定を守り記念碑を建立する妥協案を出す(『豊島新聞』1980.5.27)。この改案によって、以下のような碑文の変更が行われた。

表：永久平和を願って

裏：第二次世界大戦後東京市谷において極東国際軍事裁判所が課した刑及び他の連合国戦争犯罪法廷が課した一部の刑がこの地で執行された。戦争による悲劇を再びくりかえさないためこの地を前述の遺跡としこの碑を建立する。



(出所) 2022年12月24日筆者により撮影。

図4 現在の東池袋中央公園案内図<sup>13</sup>

あわせて、碑の外観も縦長の長方形から自然石のような形へと、設置場所も公園中央から、公園隅の少し入り組んだ場所へと変更される。このような変更は、公園が戦犯に関わる碑を中心とするものだと見なされるのを避けるために行われたと考えることができるだろう。この変更が最終決定となり、「平和の碑」と公園の構成は現在に至る(図4参照)。

以上のような調整を経て、東池袋中央公園と「平和の碑」は1980年6月21日に竣工する。「東池袋中央公園の完成・記念碑についての説明」と題された手書き資料の複写(1980)には、報道機関向けと思われる公園竣工に関わる次のような情報がまとめられている。公園の広さは約6,200㎡、1980年1月18日に整備を開始しており、工事は豊島区に代わり新都市開発センターが約2億5千万円を負担し造成した。公園は、21日にセンターから豊島区に引き継ぎが行われ、正午より公開されたが、「21日の引継ぎ手続に伴う式典等は行わず、碑にはカ

バーがかけられており、21日にならないと写真を撮ることはできない」という注意書きからは、区が「平和の碑」に関する議論について慎重な姿勢を取っていたことがうかがえる。

日比による改案は、刑場跡地を保存し、参拝できる場所を作るという日本遺族会らの要望や閣議決定をクリアしながらも、巣鴨プリズンの歴史を知らない人には平和のメッセージを発信する場としてしか捉えられない、という点で今日の「平和の碑」という「記憶の場」存続に大きな役割を果たしたといえるだろう。このような改案からは、3-2 で見た「平和塔」の請願と共通するものを見いだせる。ここでもまた、碑の目的を曖昧にすることによって、日本遺族会や3省の要望に応え、刑場跡地を保存しようという戦略が働いていると言えるだろう。

#### 4-2 「平和の碑」という「記憶の場」の多義性

もちろん、日比の決定に対し納得ができない区民や団体も存在した。共産党系の元豊島区議山家和田子を中心に結成された「戦犯記念碑に反対する連絡会」（以下、反対連絡会）は、「平和の碑」建設に反対する最大の団体で、その活動は「平和の碑」設置後も続いた。碑が設置された同年の1980年8月15日、山家らは日比豊島区長を相手取り違憲訴訟を起こす。最高裁までもつれこんだこの「戦犯碑訴訟」は山家ら原告側の敗訴で終わるが（東京地方裁判所1980）、最高裁が違憲を退ける根拠となったのもまた「永久平和のために」という文言が戦犯を肯定する意図だとは判断できない（裁判所1980: 15）という、日比による文言の変更であった。

反対連絡会は碑建設反対運動の目的として、「公園が軍国主義復活の聖地となることを防ぎ」、「戦争責任を問い直すこと」を挙げ、「庶民の戦争被害こそ語り継がれるべし」と主張している（戦犯記念碑反対連絡会1989: 4）。ここには、3-2 で見たような戦争犯罪人もまた戦争の被害者であるという捉え方に対する、否定の姿勢を見ることができよう。ジョン・ダワーは戦後ほとんどの日本人が自らを「被害者」か「犠牲者」であるという意識を持つに至った状況を指摘しているが（Dower 2012=2013: 117-151）、靖国神社への戦犯合祀が現在も問題視されていることからうかがえるように、戦後の潮流のなかでもとくに戦犯を「被害者」として扱うには困難があると言えるだろう。なかでも巣鴨プリズンの刑場跡地は、「まさにここで絞首刑が行われた」という生々しいその場所の歴史によって、「加害者」と捉えられてきた戦犯らが「被害者」となりうる特異な場所であったのである。

アライダ・アスマンは記憶の枠組みについて、現在を生きるコミュニティの構成員間で共有された日常生活に現れる「コミュニケーション的記憶」と、過去の出来事として伝承される儀礼的な「文化的記憶」に区別し論じているが（Assmann 2006=2023）、戦争体験者が減りつつある現在、東京裁判や戦犯といった記憶はコミュニケーション的記憶から文化的記憶へと移行しつつあると考えられる。このとき、「平和の碑」という「記憶の場」が一見すると戦争裁判の遺跡とは捉えられないという状況は、「記憶の場」に多義性をもたらす。戦犯の遺族にとっては故人の死を悼む場所であり、右翼団体にとってはナショナリズムや国粋主義といった同じ価値観を持つ共同体と集い戦犯を弔う場所となる。反対連絡会にとっては戦犯という加害者を想起させる場にもなりうるだろう。1-2 でふれたように、大量の人が流入し外国籍の住民も多い池袋では、裏面まで見なければ碑文通り、碑は平和のメッセージを発信す

るモニュメントとして捉えられる。今後、多くの人のコミュニケーション的記憶から「平和の碑」が戦争裁判の遺跡であることは失われていくが、処刑日や国民の祝日など折に触れて「平和の碑」に集う人々の間では文化的記憶として継承されていくと考えられる。碑の前に常に供えられている生花は、一部の人々にとって「平和の碑」が「記憶の場」として存続し続けていることを物語っているだろう。

## 5 結論

これまで、旧東京拘置所跡地開発の経緯を明らかにすることを通じて、都市において巣鴨プリズンとそれに連なる刑場跡地という「記憶の場」がいかにして現在まで存続してきたのかを見てきた。拘置所内では移転が決定される前から、処刑が行われた刑場跡地が特別視されていた。拘置所移転が決まり、跡地開発計画が動き始めると、刑場跡地が開発対象となることを避けるため、日本遺族会などの団体による保存運動が起こり、跡地を保存するという閣議決定が下される。その後、跡地開発計画を民間企業である新都市開発センターが担うことにより、刑場跡地をいかに保存するかは民間の手に委ねられることになる。センターは刑場跡地を公園という公的施設内の一部にすることによって、管理責任を避ける戦略をとる。拘置所移転と跡地開発が終わりサンシャインシティがオープンしたのちも、センターは公園造成の費用を負担しつつも管理はあくまで豊島区が担うよう取り計らっている。都市公園という公共空間に戦犯を想起させる石碑を作ることに反対の声も上がるが、区長は刑場跡地に建立する碑があくまで「平和」のメッセージを発信するものであり、碑の存在感を極力薄める配置にすることで、刑場跡地を保存するという閣議決定を守る。戦後多くの開発が行われた池袋において、刑場跡地という「記憶の場」は上記のような経緯によって開発を免れ、現在まで存続を可能にしている。

このような経緯からは、1-3で見たような原爆ドームや「特攻の聖地」知覧とは異なる「記憶の場」の姿を見ることができよう。原爆ドームは当初惨事を想起させるという理由から撤去を望まれるも、募金というメディアイベントを経て保存されるに至る（福間 2015）。知覧の飛行場跡地は一時は茶畑となっていたが、戦記ブームや特攻映画の影響などから戦跡地として知られたことを契機に、特攻遺品館やモニュメントなどが建てられ特攻の「聖域」という観光地へと編成されていく（福間・山口 2015）。原爆ドームや知覧の飛行場跡地という場所固有の記憶が、多くの人に開かれることによって現在の姿になっているのに対し、刑場跡地という「記憶の場」は、過去の歴史を万人に伝えるような状態を意図的に避けた「平和の碑」となることで存続が可能になっているのである。崩壊の危機にあった原爆ドームが補修によって保存を図るも、かえって遺構としての「生々しさ」を失ってしまうという状況から「戦争の記憶」を伝えようとするメディアであるモニュメントは幾多の風化や忘却の上にある」ことを見出す福間の指摘（2016: 134）を、「平和の碑」というモニュメントに敷衍すると、少し異なる捉え方ができよう。池袋という変化が激しく、住民が土地固有の記憶や共通の記憶を持ちづらい都市においては、むしろ「巣鴨プリズン」や「戦犯」といった歴史が戦略的に曖昧にされ、忘却に逆らわないことにより「記憶の場」が存続しているという

特殊な状況が生まれているのだ。

最後に、都市における「記憶の場」を検討する意義について言及しておきたい。1-2で触れた「国際アート・カルチャー都市」構想に基づき、公園整備や周遊バスを開始した豊島区は、区内の観光スポットを紹介した複数の観光パンフレットをホームページで公開しているが（豊島区 2024）、そこで「平和の碑」が紹介されることはない。「地域の歴史と記憶を再開発において動員・利用可能な資源とすることは、現代の都市再開発やまちづくりにおける重要な手法」（若林 2009: 1）であることを踏まえると、都市という構成員が流動的で共有する文化的背景も大きく異なる場所だからこそ、「記憶の場」がまちづくりにおいてどのように利用され、また利用されないのかという選択には、より複雑な政治的配慮や構成員の思惑を見出すことができるだろう。

## 注

- 1 撮影日が東條英機の死刑執行日の翌日のため、献花の数は通常より多いと思われるが、献花が日常的に行われていることは確認できている。水のペットボトルに挟まれたクリアファイルには「開戦の詔」がプリントアウトされた紙が入れられていた。
- 2 2015年の新庁舎建設を皮切りに、2019年には8つの劇場を備えた複合商業施設「Hareza 池袋」のオープンや区内の公園や商業施設を周遊する「IKEBUS」の運行が行われ、2020年には多数の漫画家を輩出した「トキワ荘」跡地近くに開館した「豊島区立トキワ荘マンガミュージアム」が竣工している。
- 3 豊島区ホームページ内の「アート・カルチャーの魅力で“世界の池袋”へ」には、「消滅可能性都市」の指摘が持続発展都市を目指した取り組みにつながり、「国際アート・カルチャー都市」を目指す旨が述べられている。<https://www.city.toshima.lg.jp/toshimanow/artculture/index.html>
- 4 池袋西口区画整理、大踏切（通称「ピクリガード」）工事、学芸大付属小移転などが挙げられる。
- 5 木村文書所蔵の『東京拘置所跡地再開発の記録（上）』第3章には、住民からの請願・陳情として、文化センター、博物館、児童遊園地、避難場所を備えた緑化公園など、住民から寄せられた様々な構想がまとめられている。
- 6 台東区の墨田公園の「空襲戦災犠牲者追悼碑」（1986年建立）や、墨田区の横綱町公園の「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」（2001年建立）、江東区の東京大空襲・戦災資料センター（2002年設立）などが挙げられる。
- 7 木村文書の分類方法や資料価値については、前述の豊島区史研究会の資料（1994）に詳しい。
- 8 なお、政財界の要人で構成された「新都市開発センター」の詳細について、1964年3月の時点では豊島区は民間会社から跡地買収の出願があったというレベルの情報しか把握していなかった（豊島区議会史編纂委員会 1987: 617）。このように当初からセンターと区の足並みがずれていたことが、のちの開発計画や構想案に対する反対につながったと考えられる。
- 9 代表の鶴見秀男は1957年に巣鴨刑務所移転期成常任委員として拘置所移転運動に関わっている人物である（豊島区広報 1957.9.20: 2）。
- 10 『豊島区議会史通史編』（1987）604-605, 659-664 『豊島区史通史編4』（1992）556-561に詳しい。
- 11 初出は豊島区議会事務局『自昭和三十八年七月至昭和四〇年十二月豊島区副都心特別委員会』綴である。なお、同団体は1969年にも同様の請願を提出しており、木村文書所蔵『東京拘置所跡地再開発の記録（上）』（1979）に記録されている。
- 12 参照した木村資料所蔵の資料は原本ではなくコピーであったが、碑文については法務省の名入れ原稿用紙に原稿が書かれており、この碑文が法務省、もしくは三省合議の上で考案されたものだと推察できる。

- 13 『豊島区議会史通史編』(1987:1063)では、碑の設置場所は「建立の位置は同公園北面の一隅にある休養コーナーの一角」とされているが、2024年現在、碑の周囲にとくに休憩用のベンチ等はなく、碑までの道が舗装されるのみに留まる。

## 文献

- 赤澤史郎, 2005, 『靖国神社——せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』岩波書店.
- Assman, Aleida, 2006, *Erinnerungsräume: Formen und Wandlungen des Kulturellen Gedächtnisses*, München: Verlag C.H.Beck oHG. (安川晴基訳, 2007, 『想起の空間——文化的記憶の形態と変遷』水声社.)
- 茶園義男編, 1992, 『日本占領スガモプリズン資料3 (日本関係文書 上)』日本図書センター. ———, 1994, 『図説戦争裁判スガモプリズン事典』日本図書センター.
- Dower, John W, 2012, *Ways of Forgetting, Ways of Remembering: Japan in the Modern World*, New York: The New Press. (外岡英俊訳, 2013, 『忘却のしかた、記憶のしかた——日本・アメリカ・戦争』岩波書店.)
- 福岡良明, 2015, 『「戦跡」の戦後史——せめぎあう遺構とモニュメント』岩波書店. ———, 2016, 「広島・長崎と「記憶の場」のねじれ——「被爆の痕跡」のポリティクス」『立命館大学人文科学研究所紀要』(110): 111-137.
- 福岡良明・山口誠編, 2015, 『「知覧」の誕生——特攻の記憶はいかに創られてきたのか』柏書房.
- 後藤隆基, 2016, 「都市における地域学としての「池袋学」の可能性(一)——立教大学と東京芸術劇場による地域連携の実践」『大衆文化 = Popular culture』(15): 17-34.
- Halbawchs, Maurice, 1925, *Les Cadres Sociaux de la Mémoire*, Paris: Librairie Félix Alcan. (鈴木智之訳, 2018, 『記憶の社会的枠組み』青弓社.)
- 早瀬晋三, 2018, 『グローバル化する靖国問題——東南アジアからの問い』岩波書店.
- 石樽督和, 2016, 『戦後東京と闇市——新宿・池袋・渋谷の形成過程と都市組織』鹿島出版.
- 木村豊, 2022, 「空襲の死者を想起する場所——遺骨・モニュメント・写真」蘭信三ほか編『シリーズ戦争と社会5 変容する記憶と追悼』岩波書店, 113-135.
- 児玉博, 2016, 『堤清二 罪と業——最後の告白』文藝春秋.
- 矯正協会, 2021, 「刑務所拘留所変遷図 東京編」, 矯正図書館ホームページ, (2024年8月12日取得, [https://www.jca-library.jp/chart\\_Tokyo.pdf](https://www.jca-library.jp/chart_Tokyo.pdf)).
- 松平誠, 1985, 『ヤミ市——東京池袋』ドメス出版.
- 内閣官房内閣参事官室, 1964a, 『閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録 昭和20-38』. ———, 1964b, 『閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録 昭和39』.
- 日経 BP, 2022, 「2022年度版「共働き子育てしやすい街ランキング」総合編1位は東京都豊島区に」, 日経 BP ホームページ, (2024年3月26日取得, <https://www.nikkeibp.co.jp/atcl/newsrelease/corp/20221223/>).
- Nora, Pierre, 1984, *Les Lieux de Mémoire*, Paris: Éditions Gallimard. (谷川稔監訳, 2002, 『記憶の場——フランス国民意識の文化 = 社会史 第1巻 対立』岩波書店.)

- 奥田道大, 2004, 『都市コミュニティの磁場——越境するエスニシティと 21 世紀都市社会学』  
東京大学出版会.
- 戦犯記念碑反対連絡会, 1989, 『戦犯碑の撤去を!!——たたかひのあゆみ』.
- 新都市開発センター, 1965, 「株式会社新都市開発センター設立概要」. サンシャインシティ,  
2023, 「2023 年 10 月 5 日 サンシャインシティグランドオープンから 45 年」, PR TIMES,  
(2024 年 3 月 26 日取得, <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000810.000020364.html>).
- サンシャインシティ企画調査室, 2004, 『サンシャインシティ 40 年のあゆみ』.
- 鈴木勇一郎, 2019, 「立教のキャンパスとその立地について」『立教学院史研究』(16): 21–46.
- 高野之夫, 2021, 「豊島区は消滅可能性都市をどうやって脱却したか」『中央公論』.
- 裁判所, 1980, 「裁判例結果詳細 行政事件裁判例集 昭和 55 (行ウ) 104」, 裁判所ホーム  
ページ, (2024 年 3 月 26 日取得, [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/767/016767\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/767/016767_hanrei.pdf)).
- 豊島区, 1979, 木村文書「拘置所記念碑関係陳情・請願資料」.  
——, 1980, 木村文書「東池袋中央公園の完成・記念碑についての説明」.  
——, 2024, 「観光ガイド・パンフレット としま観光マップ」, 豊島区ホームページ,  
(2024 年 3 月 26 日取得, [https://www.city.toshima.lg.jp/132/bunka/kanko/006993/documents/toshimakankoumap\\_jp.pdf](https://www.city.toshima.lg.jp/132/bunka/kanko/006993/documents/toshimakankoumap_jp.pdf)).
- , 作成年不明, 木村文書「拘置書記念碑文・公園計画図」.  
——, 作成年不明, 木村文書「法務、大蔵、建設三省の合意による設計図コピー」.
- 豊島区議会史編纂委員会, 1985, 『豊島区議会史資料編 II』.  
——, 1987, 『豊島区議会史通史編』.
- 豊島区企画部都市計画課, 1979, 『東京拘置書跡地再開発の記録 (上)』.
- 豊島区史編纂委員会, 1990, 『豊島区史資料編 (6)』.  
——, 1992, 『豊島区史通史編 (4)』.
- 豊島区史研究会, 1994, 「木村秀崇氏関係文書の現代資料としての意義」『豊島区郷土資料館  
研究紀要 生活と文化』(8): 18–39.
- 若林幹夫, 2009, 「郊外, ニュータウンと地域の記憶——集合的記憶の都市社会学試論」『日本  
都市社会学年報』(27): 1–19.
- 靖国神社, 2024, 「靖国神社の由緒」, 靖国神社ホームページ, (2024 年 3 月 26 日取得,  
<https://www.yasukuni.or.jp/history/detail.html>).

(おぎどう しの、東京大学大学院、ogizousama@gmail.com)  
(査読者 関駿平、南後由和)

# How do “Realms of Memory” Continue to Exist in City?: The Case of the Development of Tokyo Detention House at Ikebukuro

*OGIDO, Shino*

Themes of “realms of memory” in a city have not enjoyed much attention because the members of the community are fluid and it has been difficult to share memories and histories with others until now. This study aims to answer the question of how “realms of memory” continue to exist in a city by clarifying the history of the development of the former Tokyo Detention House site using official documents of the time and internal Toshima-ku documents. The Tokyo Detention House used to be called “Sugamo Prison” because of its history of executing war criminals, and the ward residents and the Tokyo Metropolitan Government desired its relocation. However, while the development plan was underway, there was a movement to preserve the former prison site. The ward residents’ group opposed the preservation of the prison site on the grounds that it would honor war criminals, but by using the rhetoric of “peace,” the site was preserved as a “peace monument” in the park. In the city of Ikebukuro, “realms of memory” have been able to continue existing to this day by intentionally obscuring their historicity.